

資料編

● 家庭ごみ及び事業系ごみの推移

本市の家庭系及び事業系のごみの過去5年間の推移は、次の表に示すとおりです。なお、資源ごみについては、按分した値となります。

《家庭系ごみ及び事業系ごみの推移》

項目	単位	平成 22 年度 (2011 年度)	平成 23 年度 (2012 年度)	平成 24 年度 (2013 年度)	平成 25 年度 (2014 年度)	平成 26 年度 (2015 年度)
ごみ排出量	t	25,708	24,137	24,381	24,218	24,417
家庭系ごみ						
もやせるごみ	t	14,340	13,065	13,765	13,939	14,236
もやせないごみ	t	334	331	278	320	328
粗大ごみ	t	362	440	477	447	390
資源ごみ※	t	4,252	4,385	4,079	3,943	3,887
その他	t	7	7	4	5	3
計		19,295	18,228	18,603	18,654	18,844
事業系ごみ						
もやせるごみ	t	5,985	5,481	5,480	5,288	5,252
もやせないごみ	t	120	71	74	96	107
粗大ごみ	t	238	281	167	124	148
資源ごみ	t	70	76	57	56	66
計		6,413	5,909	5,778	5,564	5,573

※ 集団回収、拠点回収を含む

●ごみ排出量の予測

1 予測方法

(1) 予測方法

計画の目標である一人1日当たりのごみ排出量、ごみ資源化率について、それぞれ過去5年間の実績値を用い予測し、さらに一人1日当たりのごみ排出量に将来人口を乗じたものを、ごみの総排出量とします。

(2) 予測計算式

将来人口については、大田原市人口ビジョンの将来推計を採用します。

一人1日当たりのごみ排出量及びごみ資源化率は、「ごみ処理施設構造指針解説（社団法人全国都市清掃会議）」に示された次の5つの方法により推計します。各方法により推計した結果の内、現状最終年度実績値（平成26年度）に最も近い結果となったものを採用することを基本とします。

ごみ排出量は、将来人口と一人1日当たりのごみ排出量を乗じて推計します。

①一次傾向線： $y=ax+b$

増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は、正確さが劣る。

②二次傾向線： $y=ax^2+bx+c$

実績が穏やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減量になる場合等は傾向が極端に出る。

③一次指数曲線： $y=a*\exp(bx)$

実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。

④べき乗曲線： $y=a*x^b$

初年度近辺の値に対して年数が増えるごとに、ある程度のべき係数（ b 乗）で増又は減を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。

⑤対数曲線： $y=a*\ln(x)+b$

過去の実績が直線的ではなく、増加または減少傾向が緩やかになっていくことが予測される場合に採用する。

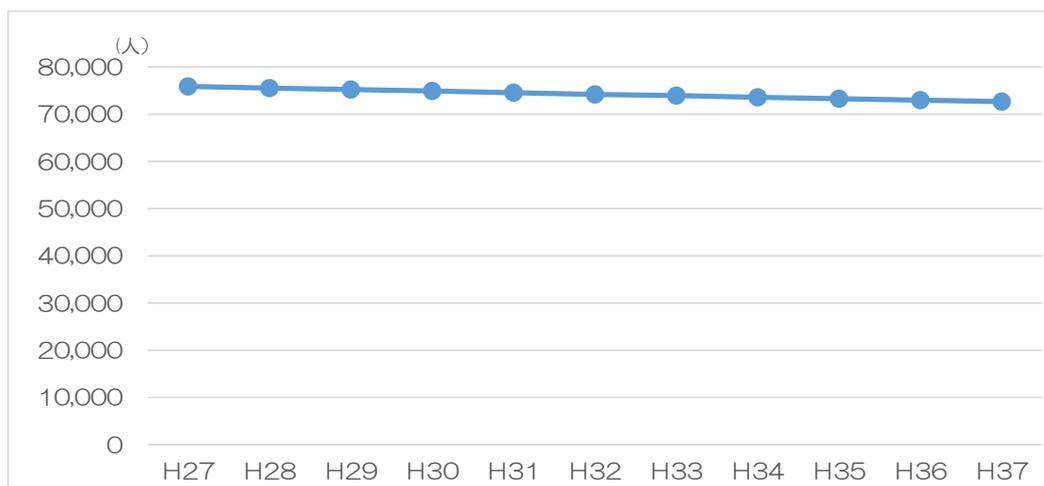
(3) 予測結果

○ 人口の予測結果

大田原市人口ビジョンの将来推計の平成 27 年（2015 年）、平成 32 年（2020 年）、平成 37 年（2025 年）を用い、直線で補完し各年の人口を推計しました。

《人口の予測結果》

年 度	人口（人）
平成 27 年度	75,896
平成 28 年度	75,529
平成 29 年度	75,206
平成 30 年度	74,883
平成 31 年度	74,561
平成 32 年度	74,148
平成 33 年度	73,915
平成 34 年度	73,592
平成 35 年度	73,270
平成 36 年度	72,947
平成 37 年度	72,669



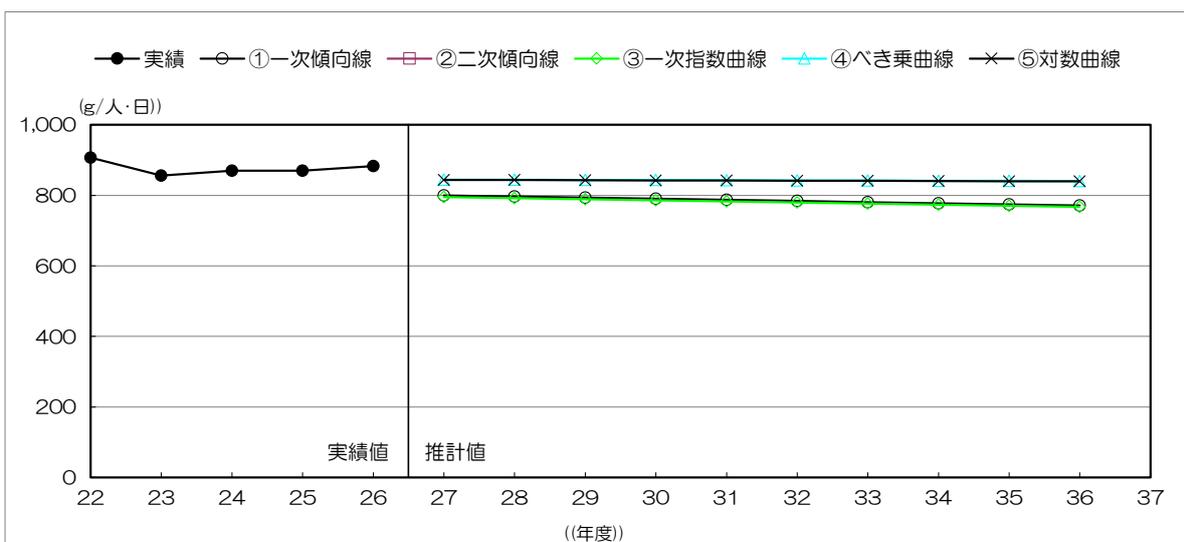
○ 一人1日当たりのごみ排出量の予測結果

平成22年度～平成26年度の一人1日当たりのごみ排出量は、僅かに減少傾向となっているため、②の二次傾向線を除いて減少傾向となっています。最終年度実績値（平成26年度）に最も近い④べき乗曲線を採用します。

《一人1日当たりのごみ排出量の予測結果》

年度	実績
22	907
23	854
24	870
25	870
26	883

	①一次傾向線	②二次傾向線	③一次指数曲線	④べき乗曲線	⑤対数曲線
	$y=ax+b$	$y=ax^2+bx+c$	$y=a*\exp(bx)$	$y=a*x^b$	$y=a*\ln(x)+b$
a=	-3.2	8,285.7	885.9	890.61	-14.07
b=	886.4	-52.914	-0.004	-0.016	890.27
c=		944.4			
差	99.0	6852.7	103.5	40.4	41.5
順位	3	5	4	1	2
				採用	
年度					
27	800.00	5,556.0	795.2	844.9	843.9
28	796.80	5,958.8	792.0	844.4	843.4
29	793.60	6,378.2	788.9	843.9	842.9
30	790.40	6,814.1	785.7	843.4	842.4
31	787.20	7,266.6	782.6	843.0	842.0
32	784.0	7,735.7	779.5	842.6	841.5
33	780.8	8,221.4	776.4	842.2	841.1
34	777.6	8,723.6	773.3	841.8	840.7
35	774.4	9,242.4	770.2	841.4	840.2
36	771.2	9,777.8	767.1	841.0	839.8
37	768.0	10,329.7	764.0	840.6	839.5



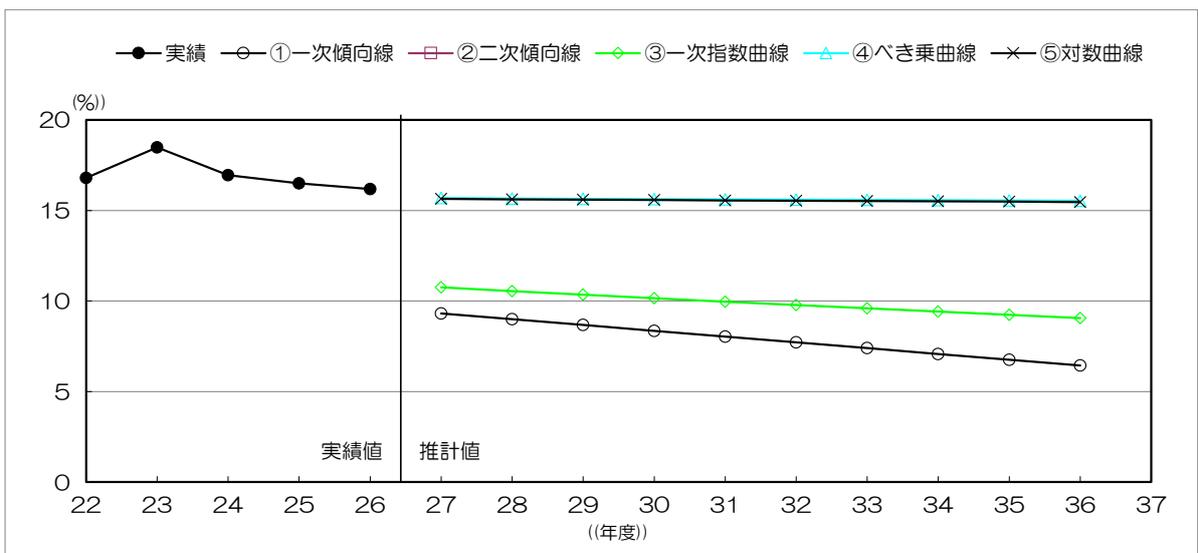
○ ごみ資源化率の予測結果

平成 22 年度～平成 26 年度のごみ資源化率は、僅かに減少傾向となっているため、すべての予測計算で減少傾向となっています。最終年度実績値（平成 26 年度）に最も近い④べき乗曲線を採用します。

《ごみ資源化率の予測結果》

年度	実績
22	16.81
23	18.48
24	16.96
25	16.51
26	16.19

	①一次傾向線 $y=ax+b$	②二次傾向線 $y=ax^2+bx+c$	③一次指数曲線 $y=a*\exp(bx)$	④べき乗曲線 $y=a*x^b$	⑤対数曲線 $y=a*\ln(x)+b$
a=	-0.32	-0.2143	17.963	17.547	-0.582
b=	17.96	0.9657	-0.019	-0.034	17.558
c=		16.46			
差	8.5	188.3	6.4	0.6	0.6
順位	4	5	3	1	2
				採用	
年度					
27	9.32	-113.7	10.8	15.7	15.6
28	9.00	-124.5	10.6	15.7	15.6
29	8.68	-135.8	10.4	15.6	15.6
30	8.36	-147.4	10.2	15.6	15.6
31	8.04	-159.5	10.0	15.6	15.6
32	7.7	-172.1	9.8	15.6	15.5
33	7.4	-185.0	9.6	15.6	15.5
34	7.1	-198.4	9.4	15.6	15.5
35	6.8	-212.3	9.2	15.5	15.5
36	6.4	-226.5	9.1	15.5	15.5
37	6.1	-241.2	8.9	15.5	15.5

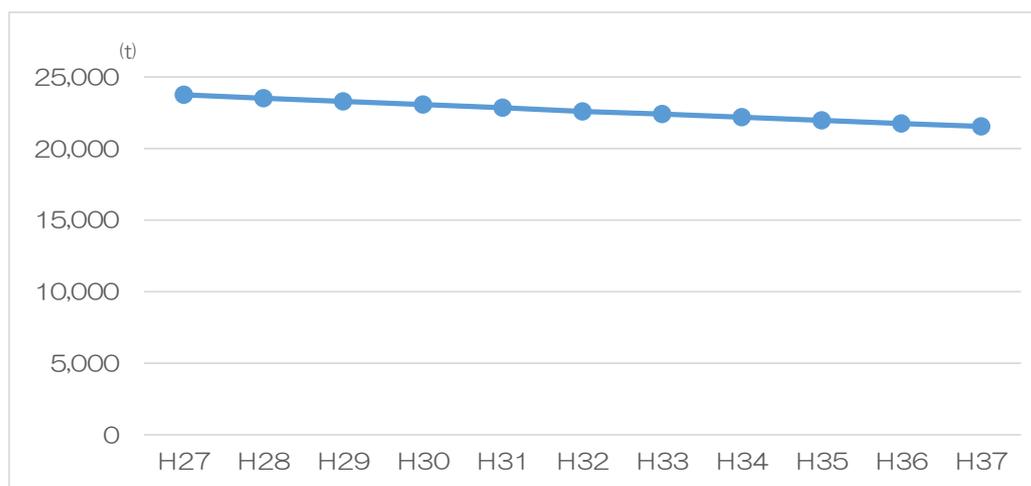


○ ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量は、将来人口及び一人 1 日当たりのごみ排出量とも減少するため、減少すると予測されます。

《ごみ排出量の予測結果》

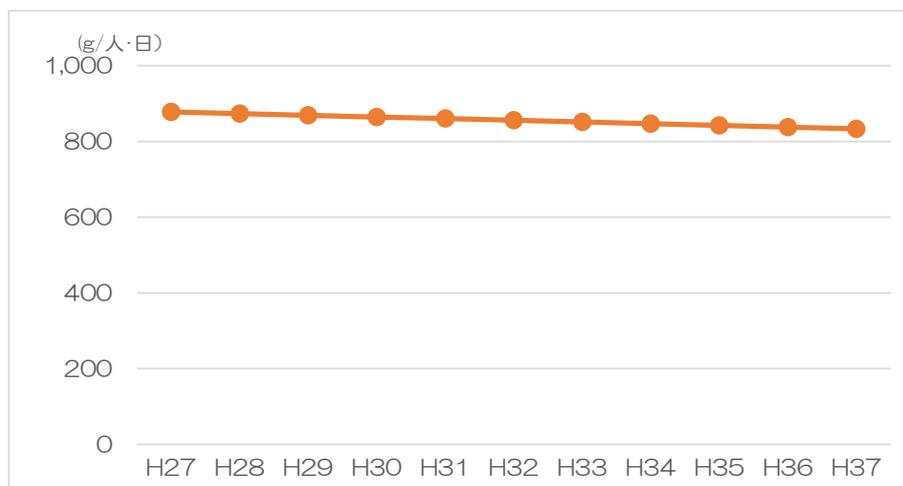
年 度	ごみ排出量 (t)
平成 27 年度	23,753
平成 28 年度	23,513
平成 29 年度	23,288
平成 30 年度	23,064
平成 31 年度	22,841
平成 32 年度	22,591
平成 33 年度	22,398
平成 34 年度	22,178
平成 35 年度	21,959
平成 36 年度	21,741
平成 37 年度	21,538



2 年度ごとの目標

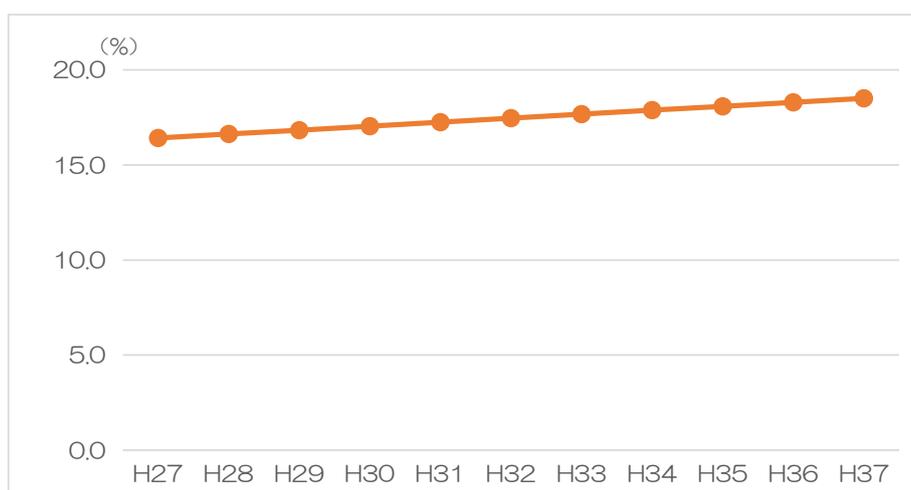
○ 一人1日当たりのごみ排出量

年 度	一人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)
平成 27 年度	878
平成 28 年度	874
平成 29 年度	869
平成 30 年度	865
平成 31 年度	860
平成 32 年度	856
平成 33 年度	851
平成 34 年度	847
平成 35 年度	842
平成 36 年度	838
平成 37 年度	833



○ ごみ資源化率

年 度	ごみ資源化率 (%)
平成 27 年度	16.4
平成 28 年度	16.6
平成 29 年度	16.8
平成 30 年度	17.0
平成 31 年度	17.2
平成 32 年度	17.5
平成 33 年度	17.7
平成 34 年度	17.9
平成 35 年度	18.1
平成 36 年度	18.3
平成 37 年度	18.5



● 計画策定の経緯

◆ 計画策定の経過

平成 27 年 7 月 24 日	第 1 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しについて ○作業のスケジュール及び進め方について
平成 27 年 11 月 16 日	第 2 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕（素案）について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	パブリックコメントの意見募集
平成 28 年 2 月 2 日	第 3 回 ごみ問題検討委員会 ○一般廃棄物処理基本計画〔ごみ編〕（素案）について

●ごみ問題検討委員会

◆大田原市ごみ問題検討委員会運営要綱

(平成 3 年 5 月 1 日告示第 25 号)

改正 平成 17 年 9 月 30 日告示第 98 号 平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号
平成 20 年 3 月 28 日告示第 37 号 平成 23 年 3 月 31 日告示第 30 号
平成 25 年 3 月 29 日告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活水準の向上及び産業活動の変化等に伴い、質的に多様化し、増加の一途をたどっている一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の総合的なごみ処理行政のあり方について、調査及び検討を行うため、大田原市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき設置された、大田原市ごみ問題検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

第 2 条 委員会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、本市のごみ処理行政に高い関心がある者で市民、関係機関、学識経験を有するもののうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、目的が達成されたときは委員会を解散することができる。

(所掌事務)

第 3 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみの資源化、有効利用及び減量化に関すること。
- (2) ごみ処理行政のあり方
- (3) その他、ごみ問題について必要な事項

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 6 条 会長は、委員会において調査及び検討した事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日告示第 98 号）

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 30 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 65 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

◆大田原市ごみ問題検討委員会名簿

氏名	所属等	備考
渡邊 勝美	大田原市保健委員会会長	会長
岡本 憲一	大田原市保健委員会副会長	副会長
渋谷 仁一	大田原市区長連絡協議会副会長	
石塚 克巳	大田原市区長連絡協議会副会長	
矢澤 秀夫	大田原市市民生活部長	
菊池 恵子	大田原市くらしの会会長	
菊池 啓子	大田原市くらしの会	
樋口 文枝	大田原市くらしの会	
若目田芳子	こどもエコクラブ	
石崎 光江	大田原市農村生活研究グループ協議会会長	
桜岡 和子	那須野農協女性会大田原地区女性会	
松本 寿広	大田原市商店連盟会長	
佐藤 憲一	湯津上商工会会長	
植木 武	大田原市社会福祉協議会事務局長	
高久 洋樹	広域クリーンセンター大田原所長	



ごみ問題検討委員会

◆大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）の策定の報告

平成28年3月18日

大田原市長 津久井 富雄 様

大田原市ごみ問題検討委員会
会長 渡 邊 勝 美

大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）の策定について（報告）

この度、当委員会において今後の本市における廃棄物行政の指針としていただきたく、別添のとおり大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（案）を策定しましたので、今後の事業実施の基礎としていただきたくご報告いたします。

用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

か 行

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

略称で建設リサイクル法といわれ、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

さ 行

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」(「管理型最終処分場」と同様の構造)とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

事業者

商業、工業、農業、林業等です。

資源の有効な利用の促進に関する法律

略称で資源有効利用促進法といわれ、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10業種・69品目を対象業種・対象製品として設定しています。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

略称で小型家電リサイクル法といわれ、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

略称で自動車リサイクル法といわれ、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

略称で食品リサイクル法といわれ、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

スラグ（溶融スラグ）

ごみの焼却灰等を 1200℃以上の高温で溶融して生成されるガラス状の固化物のことをいいます。土木・建設資材として活用されています。

た 行

厨芥ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

低位発熱量

水分が蒸気（気体）のままである場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたり真発熱量ともいわれています。

特定家庭用機器再商品化法

略称で家電リサイクル法といわれ、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

や 行

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

略称で容器包装リサイクル法といわれ、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

発 行 年 月：平成 28 年 3 月

編 集 / 発 行：大田原市市民生活部生活環境課

栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号

T E L 0287-23-8706

F A X 0287-23-8923

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

